

4 1 . 1 0 3 . 0 1

外国の地名等に関する商標について

1. 国家名

国家名、国家名の略称、現存する国の旧国家名は、原則として商品の産地、販売地（取引地）又は役務の提供の場所（取引地）を表すものとして拒絶する。

本国での使用文字、日本語その他の外国語で表したのも原則として対象とする。

2. 地 名

首都名、州名、県名、州都名、省名、省都名、郡名、県庁所在地（県都）、旧国名、旧地域名、地方名、市、特別区、繁華街、観光地については、直接商品の産地、販売地（取引地）又は役務の提供場所（取引地）であることが辞書その他の資料に記載されていなくても、産地、販売地（取引地）又は提供地（取引地）に結びつき得る要因があれば、原則として産地、販売地（取引地）又は提供地（取引地）を表すものとして拒絶する。

3. 普通名称

商品又は役務の普通名称を外国語（外国文字、日本文字を問わない。）で表したものは、原則として、日本語に翻訳し、その外国語が国内で使用されているかどうかを問わず、商第3条第1項第1号に該当するものとする。

4. 品質（質）表示

商品の品質又は役務の質を外国語（外国文字、日本文字を問わない。）で表したものは、原則として、日本語に翻訳し、その外国語が国内で使用されているかどうかを要件とすることなく、商第3条第1項第3号に該当するものか否かを検討する。

5. 人名等（商第4条第1項第8号関係）

外国の個人、法人等もすべて対象とすることはいうまでもないが、外国の場合は不明な場合が多いから、審査にあたってはできるだけ資料を整備すること及び業界とのコンタクト等により情報を収集するように努め、また、情報提供があれば、それも審査資料として判断する。

「一般財団法人」「株式会社」「CO.」「CO. , LTD」等を除いた部分が一見して特定人の名称として理解されるものは、商第4条第1項第8号に該当するものとして拒絶する。

（注） 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律

第48号)によれば、「一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならない。」となっているが、移行手続がなされていない場合、経過措置として、法律の施行(平成20年12月1日施行)から5年間の移行期間においては、通常の名前はこれまでどおり「社団法人〇〇」「財団法人〇〇」の名称でかまわないとされていた。

6. 周知商標(商第4条第1項第10号関係)

商標登録出願について、外国の商標を引用して商第4条第1項第10号を適用するときは、その外国の商標が前記の商標登録出願前に我が国内の需要者に知られていなければならない(商第4条第3項)。

したがって、その周知性を認定する場合には、当該商品について上記の事実を立証する資料を必要とするが、例えば外国で周知なこと、数か国に商品が輸出されていること又は数か国で役務の提供が行われていること等を証する資料の提出があったときは、その資料も周知性を認定する場合の心証を形成する資料として勘案し、必ずしも国内で多くの資料がなくても周知性を認める方向で処理する(最終消費者まで知られていなくてもよい)。

周知性の認定にあたっては、商品又は役務との関係、取引の実情等を十分考慮する。例えば、専門的分野に属する商品又は役務については、必ずしも多くの資料の提出がなくても周知性を認める方向で処理する。※(注)

7. 著名商標(商第4条第1項第15号関係)

著名商標を引用して、商標登録出願を商第4条第1項第15号に該当するものとして拒絶することができる商標には、外国において著名な商標であることが、前記の商標登録出願前(商第4条第3項)に、我が国内の需要者によって認識されており、出願人がその出願に係る商標を使用した場合、当該他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがあるものを含むものとする。

他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがあるかどうかの認定にあたっては、商標及び商品又は役務との関係、取引の実情等を十分考慮する。※(注)

(注) 周知商標又は著名商標に関連し、商第4条第1項第19号の適用については42.119.03を参照されたい。

8. 国家名、地名を含む商標

国家名、地名を含む商標の場合は、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 商品の特産地はいうまでもなく、商品の産地、販売地(取引地)を表すものと認められる外国の国家名、地名を含む商標については、

その商標が当該国又は当該地以外の国又は地で生産された商品に使用されるときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるものとして拒絶の理由（商第4条第1項第16号）を通知する。

(2) 国家名、地名等を含む商標であって、それが指定役務との関係上役務の内容の特質又は役務の提供場所（取引地）を表すものと認識されるものについては、その商標が当該国家名又は地名等によって表される特質を持った内容の役務及び当該国又は地で提供される役務以外の役務について使用されるときは、役務の質の誤認を生じさせるおそれのあるものとして拒絶の理由（商第4条第1項第16号）を通知する。

(3) 上記(1)(2)の場合において、商品又は役務を補正させる場合、例えば、「シャンゼリーゼ」又は「フランス」などの文字を含むときは、商品については「フランス産（製）の〇〇」のように、又、飲食物の提供に係る役務については「フランス料理の提供」のように補正させる。

なお、その場合に出願人が個人であるなど対応が困難と認められる場合には、該拒絶理由の通知書に、例えば『ただし、本願の指定商品を「〇〇産の××」に補正したときはこの限りでない。』旨を付言するものとする。

(4) また、国家名、地名が、単に付記的に用いられている場合（外観上明らかに独立して商品の産地、販売地（取引地）又は役務の提供の場所（取引地）と認められるものであって、これを削除しても後願に影響を与えない場合に限る。）には、補正により商標中からその文字部分を削除することも出来るものとし、該拒絶理由の通知書に『ただし、本願商標中より「〇〇」の文字を削除したときはこの限りでない。』旨を付言する。

9. 国旗、紋章等

国旗、紋章等の類否判断にあたっては、国際信義上の観点から、類似の範囲を広く判断する方向で処理する。

10. 王家の有名な紋章、各国のシンボルマーク等

王家の有名な紋章、各国のシンボルマークは、国際信義に反するものとして、商第4条第1項第7号により拒絶する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）」の審査基準](#)

4 1 . 1 0 3 . 0 1

- 「第 3 条第 1 項第 3 号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 1 号（国旗、菊花紋章等）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号（国の紋章、記章等）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 7 号（公序良俗違反）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 8 号（他人の氏名又は名称等）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 1 0 号（他人の周知商標）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 1 5 号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 1 6 号（商品の品質又は役務の質の誤認）」の審査基準